

春日部市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

春日部市放課後児童クラブ条例（平成17年条例第94号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の条又は号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条又は号を当該改正後の欄の条又は号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条に対応する改正後の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の条を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後		改正前																			
<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条</p>		<p><u>第1章 総則</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第1条</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。</p>																			
<p><u>(名称、位置及び定員)</u></p> <p>第2条</p>		<p><u>第2章 合併前の春日部市の区域に設置する放課後児童クラブ</u></p> <p><u>(名称、位置及び定員)</u></p> <p>第3条</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武里放課後児童クラブ</td> <td>春日部市備後西五丁目 <u>3番15号</u></td> </tr> <tr> <td>武里西放課後児童クラブ</td> <td>春日部市大場822番地1</td> </tr> <tr> <td>南桜井放課後児童クラブ</td> <td>春日部市下柳17番地2</td> </tr> <tr> <td>川辺放課後児童クラブ</td> <td>春日部市米島756番地</td> </tr> <tr> <td>桜川放課後児童クラブ</td> <td>春日部市西金野井260番地</td> </tr> <tr> <td>中野放課後児童クラブ</td> <td>春日部市東中野1318番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	武里放課後児童クラブ	春日部市備後西五丁目 <u>3番15号</u>	武里西放課後児童クラブ	春日部市大場822番地1	南桜井放課後児童クラブ	春日部市下柳17番地2	川辺放課後児童クラブ	春日部市米島756番地	桜川放課後児童クラブ	春日部市西金野井260番地	中野放課後児童クラブ	春日部市東中野1318番地2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武里放課後児童クラブ</td> <td>春日部市備後西五丁目 <u>1259番地1</u></td> </tr> <tr> <td>武里西放課後児童クラブ</td> <td>春日部市大場822番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	武里放課後児童クラブ	春日部市備後西五丁目 <u>1259番地1</u>	武里西放課後児童クラブ	春日部市大場822番地1
名称	位置																				
武里放課後児童クラブ	春日部市備後西五丁目 <u>3番15号</u>																				
武里西放課後児童クラブ	春日部市大場822番地1																				
南桜井放課後児童クラブ	春日部市下柳17番地2																				
川辺放課後児童クラブ	春日部市米島756番地																				
桜川放課後児童クラブ	春日部市西金野井260番地																				
中野放課後児童クラブ	春日部市東中野1318番地2																				
名称	位置																				
武里放課後児童クラブ	春日部市備後西五丁目 <u>1259番地1</u>																				
武里西放課後児童クラブ	春日部市大場822番地1																				

(業務)
<b>第3条</b> (略)
(職員)
<b>第4条</b> (略)
(入室の資格)
<b>第5条</b> (略)
(入室の許可)
<b>第6条</b> (略)
(入室の取消し)
<b>第7条</b> (略)
(保育時間)
<b>第8条</b> (略)
(休室日)
<b>第9条</b> (略)
(保育料)
<b>第10条</b> (略)
(保育料の減免)
<b>第11条</b> (略)
(指定管理者による管理)
<b>第12条</b> (略)
(指定管理者の指定の手續)
<b>第13条</b> (略)
(指定の制限)
<b>第14条</b>
(1) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（以下「役員等」という。）となっている団体
(2) 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
(欠格事項)
<b>第15条</b> 次に掲げる法人その他の団体は、指定管理者になることができない。
(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

(業務)
<b>第4条</b> (略)
(職員)
<b>第5条</b> (略)
(入室の資格)
<b>第6条</b> (略)
(入室の許可)
<b>第7条</b> (略)
(入室の取消し)
<b>第8条</b> (略)
(保育時間)
<b>第9条</b> (略)
(休室日)
<b>第10条</b> (略)
(保育料)
<b>第11条</b> (略)
(保育料の減免)
<b>第12条</b> (略)
(指定管理者による管理)
<b>第13条</b> (略)
(指定管理者の指定の手續)
<b>第14条</b> (略)
(指定の制限)
<b>第15条</b>
(1) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（以下「役員等」という。）となっている団体
(2) 本市の市長及び副市長が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
(欠格事項)
<b>第16条</b> <u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等は、指定管理者になることができない。</u>

2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある法人その他の団体

(3) 法人その他の団体の代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。))及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等である団体

2 前項に定めるもののほか、市長が別に定める要件に該当する法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

(指定管理者の業務)

#### 第16条

(1) 第3条に規定する業務

(2) (略)

(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務

(管理の基準等)

#### 第17条 (略)

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第20条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(事業報告の聴取等)

#### 第19条 (略)

(指定の取消し等)

#### 第20条

(2) 第13条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

(3) 第14条各号の指定の制限及び第15条第1項各号の欠格事項に該当したとき。

(4) 第17条各号に掲げる基準を遵守しないとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を

2 前項に定めるもののほか、市長が別に定める要件に該当する法人等は、指定管理者になることができない。

(指定管理者の業務)

#### 第17条

(1) (略)

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務

(管理の基準等)

#### 第18条 (略)

(事業報告書の作成及び提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後2か月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第21条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(事業報告の聴取等)

#### 第20条 (略)

(指定の取消し等)

#### 第21条

(2) 第14条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

(3) 第18条各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 第15条各号の指定の制限及び第16条第1項の欠格事項に該当したとき。

2 市長は、指定管理者が前項の規定による処分

受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による施設の原状回復義務)

**第21条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

**第22条** (略)

(委任)

**第23条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(指定管理者による施設の原状回復義務)

**第22条** 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

**第23条** (略)

### 第3章 合併前の庄和町の区域に設置する 放課後児童クラブ

(名称及び位置)

**第24条** 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
庄和第一放課後児童クラブ	春日部市西金野井260番地
庄和第二放課後児童クラブ	春日部市東中野1318番地2
庄和なかよし放課後児童クラブ	春日部市下柳17番地2

(保育)

**第25条** 保育は、在籍児童の余暇指導を行う。

(保育時間)

**第26条** 保育時間は、学校の放課後から午後5時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、保育時間を変更することができる。

(職員)

**第27条** 児童クラブには、指導員その他必要な職員を置く。

(休日)

**第28条** 児童クラブの休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 市長が特に必要と認めた日

(保育料)

**第29条** 在籍児童の保護者は、保育料を納めなければならない。保育料の額は、児童1人につき月額5,000円とする。

(保育料の免除)

第30条 市長は、保護者が保育料を負担することができないと認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の春日部市放課後児童クラブ条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日から平成20年3月31日までに行う合併前の庄和町の区域に設置する放課後児童クラブにおける保育については、改正後の春日部市放課後児童クラブ条例の規定にかかわらず、改正前の第25条から第30条までの規定の例による。この場合において、改正後の第2条中「南桜井放課後児童クラブ」とあるのは「庄和なかよし放課後児童クラブ」と、「川辺放課後児童クラブ」及び「中野放課後児童クラブ」とあるのは「庄和第二放課後児童クラブ」と、「桜川放課後児童クラブ」とあるのは「庄和第一放課後児童クラブ」と読み替えるものとする。